

UBC情報

No. 135

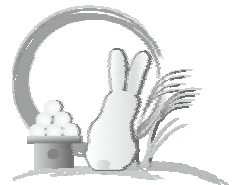
Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年9月1日(木)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



中小企業の人材育成を支援する税制



人材育成は、特に限られた人員で経営している中小企業にとって、重要な課題の一つです。

24年3月までに開始する事業年度に適用6月に成立した税制改正により、適用期限が平成24年3月31日まで延長されることになった「中小企業等基盤強化税制」には、中小企業が実施する教育訓練の費用の一定割合を税額控除できる制度(人材投資促進税制)が含まれています。

資本金1億円以下の法人や個人事業者が利用でき、業種の制限はありませんが、事業年度の労務費(使用人に対する給与等、法定福利費、教育訓練費の合計)に占める教育訓練費の割合が0.15%以上である場合に適用することができます。

税額控除額は割合に応じて計算され、0.25%以上の場合は、教育訓練費の12%相当額が控除

額となります。

教育訓練の対象者や費用の範囲などは教育訓練費とは、職務に必要な技術や知識を習得又は向上させるために支出する費用のことで、本制度は、正社員や契約社員、パートなどの使用人に対する教育訓練が対象となるため、役員や個人事業主、その親族などは対象外となります。

また、教育訓練費として認められるのは、講師等への謝金等や、施設や設備等の使用料、教科書等の教材費、研修の参加費など、原則として外部(関連企業等を含む)に対して支出する費用となり、自社の役員等が講師の場合や、自社で教材を制作した場合などの費用は対象外です。

なお、研修を受ける従業員に支給した交通費、旅費などは教育訓練費に含まれません。



年金未納分の追納期間を10年に延長

国民年金保険料の未納分について、遡って納付できる追納期間を10年間に延長(現行2年間)すること等を盛り込んだ年金確保支援法が成立しました。

3年間の時限措置で追納期間を10年に延長

国民年金を受給するためには、保険料を納めた期間が原則25年間以上あることが必要ですが、未納期間があることで無年金になってしまう場合や、25年以上払っていたとしても40年で満額受給になるため、未納期間により受給額が減額されることとなります。

未納分は現行、納付期限から2年を過ぎると納めることができないため、救済措置として追納期間が10年間に延長されることになりました(来年10月1日までに施行、3年間の時限措置)。

年金制度の基礎知識

国民年金は、20歳以上60歳未満で日本国内に住所がある全ての国民が加入対象となり「老齢」「障害」「遺族」の3つの基礎年金を支給する制度です。

老齢基礎年金は、国民年金保険料の納付期間が原則25年以上ある人が65歳になってから受給できますが、この納付期間には保険料の免除や納付の特例などを受けた期間も含まれますので、納付が困難

になった場合には未納のままにせず、免除などの申請をしましょう。

なお、会社員が加入する厚生年金は、加入期間と収入に応じて計算される報酬比例の年金を基礎年金に上乗せする形で支給される仕組みになっており、保険料には国民年金保険料が含まれているため、国民年金と厚生年金の2つの年金制度に加入していることになります。



「雇用促進計画」の提出は8月から受付開始



雇用を増やす企業に対する優遇制度として創設された雇用促進税制は、1年間で10%以上かつ5人以上（中小企業は2人以上）の従業員を増やす等の要件を満たした場合、増加1人当たり20万円の税額控除が受けられます（23年4月1日～26年3月31日の間に開始する事業年度に適用）

この優遇措置を受けるためには「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があり、8月1日から受付が開始されています。

なお、雇用促進計画は事業年度開始後2ヵ月以内に提出を行いますが、23年4月1日～8月31日に事業年度が開始する場合は、10月31日までに届ければ良いことになっています。



毎年9月に上げられる厚生年金保険料

厚生年金保険料率は、平成29年9月に18.3%で固定されるまで毎年9月に段階的に引き上げられます。

23年9月分（10月納付分）から、一般の被保険者は0.354%引き上げられ、16.412%となります（協会けんぽの健康保険料率は、変更はありません）



会社の憲法・企業理念（社是）を作る

事業は信用が第一ですから、経営者や会社の基本方針・信条を取引先などに伝えるため、具体的な経営理念（社是）を作ることをお勧めします。

小さな会社でも、「会社案内」「HP」に取扱商品や住所・電話番号だけでなく、社長の考え方・夢・目標・信条・信念を伝えて、努力実行することが信用を得るための近道になります。

経営理念（社是）を作る際は、実現できる内容を掲げることが重要で、非現実的な項目を並べたり、名文にしようと思わないことも大切です。

【建設業界ニュース】



工場立地法施行規則見直しへ～経済産業省

工場立地の促進策を検討してきた産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地検討小委員会は、工場を設ける際の環境対策などについて、地方自治体が地域事情に応じて定められる「地域準則」の積極活用を促すことや、企業ニーズに関する情報提供の拡充などが必要だと指摘し、経済産業省では工場立地法施行規則の見直しに着手する。

UBC社福情報

No. 135

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年9月1日(木)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753

トピックス

- 社会福祉法人会計基準(案)の団体向け説明会開催 -

去る7月13日、厚労省が社会福祉施設関係団体を集め、新しい社会福祉法人会計基準(案)の説明会を開催しました。この説明会では、昨年12月8日のパブリックコメント公開時に寄せられた意見をもとに、いくつかの修正・改訂が行われた上での説明が行われたものと考えられます。

社会福祉法人会計基準(案)のパブリック・コメントからの主な改正点

適用時期

(パブコメ) 実施可能な法人は平成24年度から
全法人で平成25年度から → (7月13日) 実施可能な法人は平成24年度から
全法人で平成27年度から

関連当事者の注記の要件

(パブコメ) 理事・監事とそれに準ずる者
年間取引額100万円以上の場合 → (7月13日) 理事・監事に限定
年間取引額1,000万円以上の場合

簡易な就労支援事業明細書(別紙)の適用

(パブコメ) 年間売上高1,000万円以下の場合 → (7月13日) 年間売上高5,000万円以下

この中で平成25年度からの全法人強制適用について平成27年度からに変更されたことに加え、上記の変更点のほか関連当事者の近親者の範囲の変更や、内部取引消去の対象として拠点区分間・サービス区分間を明確に位置付けたこと、また附属明細書や勘定科目などの名称整備などが行われて説明されています。強制適用が平成27年度とされたことにより、社会福祉法人の現場ではゆっくり準備ができることが予想されますが、障害者自立支援法の新法施設への経過措置が平成23年度に切れることから、27年度を待たずに新会計基準に移行するケースも予想されます。

今般改正・施行される「社会福祉法人会計基準」は、基準本文のほかに注解、様式等のほか、運用指針、運用指針といった関連資料も示されており、これらの内容についてもパブリック・コメント時の内容に修正が加えられています。

特に、運用指針は新会計基準への移行時の留意点についてまとめられており、前回の会計基準施行時(平成12年度)に触れられなかった、移行処理の伝票日付や、前年度対比書類の表示等についても明示されています。

子ども・子育て新システム中間報告を少子化対策会議が承認

去る7月29日、政府の少子化対策会議は、保育所と幼稚園の両機能を併せ持つ「総合施設」(仮称)の創設などについての詳細な仕組みをまとめた中間報告を正式に承認しました。この中で総合施設についてその位置づけ等が明確にされ、幼稚園及び保育所を財政措置の一体化等によって政策的に総合施設に誘導することが明記されています。

総合施設は学校教育・保育と家庭における養育支援を一体的に提供する施設で、こども園(仮称)の中の一類型と位置付けられています(図)。

こども園(仮称)

- ・総合施設(仮称)
- ・幼稚園
- ・保育所
- ・その他の施設

< 総合施設(仮称)の創設 > . . . 概要 . . .

総合施設は、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校(1条学校)、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業にそれぞれ位置付ける。

総合施設の最低基準は、幼稚園及び保育所の双方に求められる質の水準を基本とする。

学校法人や社会福祉法人のほか、一定の要件を満たす株式会社、NPO等にも設置が認められる。

設置認可・指導監督は、都道府県知事が行う。

保育所は、経過措置期間中にすべて総合施設に移行する。

このように社会福祉法人立の保育所は、制度施行後数年間の経過期間の後に、すべてが総合施設という新たな事業形態に移行することが求められることが予想されています。

制度変革期の現在と近い将来において、制度改革に強い法人の経営体質を確保し、無理なく移行して事業を継続していくことのできる経営が求められることになる、と見えそうです。

(参考：子ども・子育て新システム検討会議HP、福祉新聞)

障害福祉サービス等従事者給与 平均15,000円余りの増加

去る7月15日厚労省から「平成22年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の調査結果」が報告されました。

平成21年10月から「福祉・介護人材の処遇改善事業助成金」が開始されたため(23年度末まで)、この助成金が福祉・介護人材の処遇改善(給与改善)につながっているかどうかという点について、平成22年10月に検証のための調査が実施されたもので、今般この調査結果が公表されました。

調査は、新体系サービス、旧体系サービス、障害児施設の11,899施設を対象として行われ、6,594法人(回収率57.7%、うち4,885法人が社会福祉法人)のデータが収集され、このうち平成21年度・22年度ともに在籍した従事者(20,366人分)について集計が行われています。

< 調査結果のポイント >

平成22年度の福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した事業所が全体の75.5%

平成22年度に福祉・介護人材の処遇改善事業助成金を申請した施設・事業所における、平成22年の直接処遇職員の平均給与額は27万円あまりで、前年同月(9月)に比べて15,208円増加。

助成金の対象外である直接処遇職員以外の職種(看護職員・理学療法士・相談支援専門員など)の平均給与額も14,470円~18,813円増加。

(参考：厚労省HP、福祉新聞)

児童福祉施設最低基準、改正へ ~ 第三者評価の受審を義務づけ ~

社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会は7月11日に会合を開き、社会的養護を担う施設における「施設運営指針」と、指針の解説書である「施設運営の手引書」を策定することとしました。これは保育所における「保育所保育指針」のような位置づけのもので、入所施設を選べない被措置者である子どもに良質なケアを提供するためのもので、種別ごとの施設の在り方について明確にすることを目的としたものです。

< 児童福祉施設最低基準の改正内容 >

質の高い施設運営を目指し、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に対し、3年に1回の第三者評価受・結果公表を義務付け
乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の施設長に、実務経験3年以上の資格要件と2年に1度の研修受講を義務付け
子どもが家庭に近い環境で暮らせる里親委託推進のための要件見直し

など

今年度はこれらの改正を目指し、8月に関係省令の改正を予定しています。また「児童福祉施設最低基準」(厚生労働省令)は今年度中に改正される見通しで、第三者評価の受審・結果公表は、来年4月に施行される見通しです。

(参考：厚労省HP、福祉新聞7月18日号)